

呉市情報コミュニケーション条例をここに公布する。

令和4年6月30日

呉市長 新 原 芳 明

呉市条例第19号

呉市情報コミュニケーション条例

(前文)

本市は、障害のある、ないにかかわらず、みんなが安心して暮らし、学び、働き、交流し、挑戦できるまちの実現を目指している。

障害の有無にかかわらず、市民誰もが心を通わせ理解し合う住みやすい社会をつくるためには、障害者が、その障害の特性に合った方法で、十分な情報を取得できることや他者とのコミュニケーションを円滑に行うための手段が必要である。

しかし、障害者は、その障害の特性により、音声や文字から話の意図が伝わりにくいことや、自身の意思や感情を他者に伝えることができないことなど、情報を十分に取得することや他者とのコミュニケーションを行うことが困難な場合があり、生活のしづらさを経験している。

このような認識を全ての市民が共有するとともに、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進することにより、お互いが人格と個性を尊重し、支え合いながら暮らすことができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進することについて、その基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本理念に基づく施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害のある、ないにかかわらず、みんなが安心して暮らし、学び、働き、交流し、挑戦できるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、代読、平易な表現、実物又は絵図の提示、身振り、重度障害者用意思伝達装置その他の障害者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。
- (4) 市民等 市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (5) 事業者 市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他の障害者の意思疎通の支援等を行う者をいう。
- (7) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮であって、可能な範囲で最大限提供されるべきものをいう。
- （基本理念）

第3条 障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用は、市民等が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行わなければならない。

- 2 障害者が障害の特性に応じた情報を取得し、及びコミュニケーション手段を利用する機会の確保は、障害者が日常生活又は社会生活を送る上で必要不可欠であるという市民等及び事業者の理解の下に行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するために必要となる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、障害の特性に応じた情報の取得及びコ

コミュニケーション手段^{しゅだん りよう そくしん}の利用を促進するための市の施策^{し しさく きょうりよく}に協力^{きょうりよく}するよう努めるものとする。

(事業者^{じぎょうしゃ やくわり}の役割)

第6条 事業者^{じぎょうしゃ}は、基本理念^{きほんりねん}にのっとり、障害^{しょうがい}の特性^{とくせい}に応じた情報^{じょうほう}の取得^{しゅとく}及びコミュニケーション手段^{しゅだん りよう そくしん}の利用を促進するための市の施策^{し しさく きょうりよく}に協力^{きょうりよく}するよう努めるものとする。

2 事業者^{じぎょうしゃ}は、その事業^{じぎょう}を行うに当たり、障害者^{しょうがいしゃ}が障害^{しょうがい}の特性^{とくせい}に応じた情報^{じょうほう}を取得^{しゅとく}し、及びコミュニケーション手段^{しゅだん りよう}を利用できるようにするための合理的配慮^{ごうりてきはいりよ}をするよう努めるものとする。

(施策^{しさく}の推進^{すいしん})

第7条 市^しは、次^{つぎ}に掲げる施策^{しさく}を推進^{すいしん}するものとする。

(1) 障害者^{しょうがいしゃ}が、障害^{しょうがい}の特性^{とくせい}に応じた情報^{じょうほう}の取得^{しゅとく}をしやすい環境^{かんきょう}を整備^{せいび}する施策^{しさく}

(2) 障害者^{しょうがいしゃ}が、障害^{しょうがい}の特性^{とくせい}に応じたコミュニケーション手段^{しゅだん りよう}を利用しやすい環境^{かんきょう}を整備^{せいび}する施策^{しさく}

(3) 障害^{しょうがい}の特性^{とくせい}に応じた情報^{じょうほう}の取得^{しゅとく}及びコミュニケーション手段^{しゅだん}に対する市民^{しみん}等^{とう}及び事業者^{じぎょうしゃ}の理解^{りかい}及び普及啓発^{ふきゅうけいはつ}を促進^{そくしん}する施策^{しさく}

(4) 障害^{しょうがい}の特性^{とくせい}に応じたコミュニケーション手段^{しゅだん}への支援^{しえん}を拡大^{かくだい}し、及び学ぶ機会^{きかい}を提供^{ていきょう}する施策^{しさく}

(5) コミュニケーション支援者^{しえんしゃ}を養成^{ようせい}するための施策^{しさく}

(6) 小学校^{しょうがっこう}、中学校等^{ちゅうがっこうとう}における、障害^{しょうがい}の特性^{とくせい}に応じた情報^{じょうほう}の取得^{しゅとく}及びコミュニケーション手段^{しゅだん}に対する理解^{りかい}を促進^{そくしん}する施策^{しさく}

(7) 災害時^{さいがいじ}における、障害^{しょうがい}の特性^{とくせい}に応じた情報^{じょうほう}の取得^{しゅとく}及びコミュニケーション手段^{しゅだん}を確保^{かくほ}する施策^{しさく}

(8) 前各号^{ぜんかくごう}に掲げるもののほか、この条例^{じょうれい}の目的^{もくてき}を達成^{たっせい}するために市長^{しちょう}が必要^{ひつよう}と認める施策^{しと しさく}

2 市^しは、前項各号^{ぜんこうかくごう}に掲げる施策^{しさく}を推進^{すいしん}するに当たり、その進捗^{しんちよく}の状況把握^{じょうきょうはあく}に努め^{つと}め、必要^{ひつよう}に応じて施策^{しさく}の見直し^{みなお}を行うものとする。

(意見^{いけん}の聴取^{ちようしゅ})

第8条 市^しは、前条第1項各号^{ぜんじょうだい 1こうかくごう}に掲げる施策^{しさく}に関し、障害者^{しょうがいしゃ}その他の関係者^{た かんけいしゃ}の意^い

けん き 見を聴き， そのい けん とうがい し さく はんえい 意見を当該施策に反映するよう つと 努めるものとする。

い に ん
(委任)

だい じょう 第 9 条 このじょうれい じこう かん ひつよう じこう じちよう べつ さいだ 条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

ふ そく
付 則

じょうれい このじょうれい じこう かん ひつよう じこう じちよう べつ さいだ 条例は，公布の日から施行する。